

生駒市条例第4号

生駒市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月15日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市手数料条例の一部を改正する条例

生駒市手数料条例（平成12年3月生駒市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第2の45の項を次のように改める。

|    |                    |   |               |                                     |  |
|----|--------------------|---|---------------|-------------------------------------|--|
| 45 | 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料 | 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（次項に係るものを除く。） | 住宅を新築しようとする場合 | 床面積の合計が100平方メートル以内のもの               | 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額<br>ア イに掲げる場合以外の場合 55,000円<br>イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項の規定により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合するとみなされる計画（以下この項及び47の項において「長期使用構造等確認計画」という。）である場合 16,000円 |
|    |                    |   |               | 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの   | 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額<br>ア イに掲げる場合以外の場合 71,000円<br>イ 長期使用構造等確認計画である場合 19,000円  |
|    |                    |   |               | 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの   | 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額<br>ア イに掲げる場合以外の場合 119,000円<br>イ 長期使用構造等確認計画である場合 27,000円   |
|    |                    |   |               | 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額<br>ア イに掲げる場合以外の場合 185,000円<br>イ 長期使用構造等確認  |

|  |  |                     |   |   |
|--|--|---------------------|---|---|
|  |  |                     |   | 計画である場合 42,000円   |
|  |  |                     | 床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅の場合には、1,000平方メートルを超えるもの) | 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額<br>ア イに掲げる場合以外の場合 359,000円<br>イ 長期使用構造等確認計画である場合 67,000円    |
|  |  |                     | 床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅を除く。)                    | 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額<br>ア イに掲げる場合以外の場合 636,000円<br>イ 長期使用構造等確認計画である場合 105,000円   |
|  |  |                     | 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅を除く。)                   | 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額<br>ア イに掲げる場合以外の場合 1,088,000円<br>イ 長期使用構造等確認計画である場合 159,000円 |
|  |  |                     | 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅を除く。)                  | 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額<br>ア イに掲げる場合以外の場合 2,006,000円<br>イ 長期使用構造等確認計画である場合 267,000円 |
|  |  |                     | 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅を除く。)                  | 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額<br>ア イに掲げる場合以外の場合 2,862,000円<br>イ 長期使用構造等確認計画である場合 337,000円 |
|  |  |                     | 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの(1戸建ての住宅を除く。)                                | 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額<br>ア イに掲げる場合以外の場合 3,505,000円<br>イ 長期使用構造等確認計画である場合 382,000円 |
|  |  | 住宅を増築し、又は改築しようとする場合 | 床面積の合計が100平方メートル以内のもの   | 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額<br>ア イに掲げる場合以外の場合 79,000円<br>イ 長期使用構造等確認計画である場合 23,000円     |
|  |  |                     | 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの                                     | 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額<br>ア イに掲げる場合以外の場合 103,000円<br>イ 長期使用構造等確認計画である場合 27,000円    |

|  |  |  |   |   |
|--|--|--|---|---|
|  |  |  | 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの                                     | 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額<br>ア イに掲げる場合以外の場合 174,000円<br>イ 長期使用構造等確認計画である場合 38,000円    |
|  |  |  | 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの                                   | 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額<br>ア イに掲げる場合以外の場合 274,000円<br>イ 長期使用構造等確認計画である場合 61,000円    |
|  |  |  | 床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅の場合には、1,000平方メートルを超えるもの) | 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額<br>ア イに掲げる場合以外の場合 534,000円<br>イ 長期使用構造等確認計画である場合 99,000円    |
|  |  |  | 床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅を除く。)                    | 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額<br>ア イに掲げる場合以外の場合 950,000円<br>イ 長期使用構造等確認計画である場合 156,000円   |
|  |  |  | 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅を除く。)                   | 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額<br>ア イに掲げる場合以外の場合 1,627,000円<br>イ 長期使用構造等確認計画である場合 236,000円 |
|  |  |  | 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅を除く。)                  | 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額<br>ア イに掲げる場合以外の場合 3,004,000円<br>イ 長期使用構造等確認計画である場合 398,000円 |
|  |  |  | 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅を除く。)                  | 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額<br>ア イに掲げる場合以外の場合 4,289,000円<br>イ 長期使用構造等確認計画である場合 503,000円 |
|  |  |  | 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの(1戸建ての住宅を除く。)                                | 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額<br>ア イに掲げる場合以外の場合 5,253,000円<br>イ 長期使用構造等確認計画である場合 571,000円 |

別表第2の46の項中「第5条第1項から第3項まで」を「第5条第1項から第5項まで」に改め、「（共同住宅等の場合にあつては、アに掲げる額とイに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た額とを合算した額）」を削り、同表の47の項を次のように改める。

|    |                      |  |               |  |   |
|----|----------------------|--|---------------|--|---|
| 47 | 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料 | 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査(次項に係るものを除く。) | 住宅を新築しようとする場合 | 変更に係る床面積の合計が100平方メートル以内のもの               | 8,000円と次に掲げる額を合算した額<br>ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に係る変更(以下「第1号変更」という。)の場合(長期使用構造等確認計画である場合を除く。) 39,000円<br>イ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第2号、第5号又は第6号に係る変更(以下「第2号等変更」という。)の場合 6,000円<br>ウ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第3号に係る変更(以下「第3号変更」という。)の場合 2,000円 |
|    |                      |  |               | 変更に係る床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの   | 10,000円と次に掲げる額を合算した額<br>ア 第1号変更の場合(長期使用構造等確認計画である場合を除く。) 52,000円<br>イ 第2号等変更の場合 7,000円<br>ウ 第3号変更の場合 2,000円   |
|    |                      |  |               | 変更に係る床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの   | 14,000円と次に掲げる額を合算した額<br>ア 第1号変更の場合(長期使用構造等確認計画である場合を除く。) 92,000円<br>イ 第2号等変更の場合 10,000円<br>ウ 第3号変更の場合 2,000円  |
|    |                      |  |               | 変更に係る床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | 24,000円と次に掲げる額を合算した額<br>ア 第1号変更の場合(長期使用構造等確認計画である場合を除   |

|  |   |
|--|---|
|  | く。) 143,000円<br>イ 第2号等変更の場合<br>16,000円<br>ウ 第3号変更の場合<br>2,000円  |
| 変更に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅の場合には、1,000平方メートルを超えるもの) | 34,000円と次に掲げる額を合算した額<br>ア 第1号変更の場合(長期使用構造等確認計画である場合を除く。) 291,000円<br>イ 第2号等変更の場合<br>31,000円<br>ウ 第3号変更の場合<br>2,000円     |
| 変更に係る床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅を除く。)                    | 62,000円と次に掲げる額を合算した額<br>ア 第1号変更の場合(長期使用構造等確認計画である場合を除く。) 530,000円<br>イ 第2号等変更の場合<br>42,000円<br>ウ 第3号変更の場合<br>2,000円     |
| 変更に係る床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅を除く。)                   | 105,000円と次に掲げる額を合算した額<br>ア 第1号変更の場合(長期使用構造等確認計画である場合を除く。) 928,000円<br>イ 第2号等変更の場合<br>52,000円<br>ウ 第3号変更の場合<br>2,000円    |
| 変更に係る床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅を除く。)                  | 172,000円と次に掲げる額を合算した額<br>ア 第1号変更の場合(長期使用構造等確認計画である場合を除く。) 1,737,000円<br>イ 第2号等変更の場合<br>94,000円<br>ウ 第3号変更の場合<br>2,000円  |
| 変更に係る床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅を除く。)                  | 211,000円と次に掲げる額を合算した額<br>ア 第1号変更の場合(長期使用構造等確認計画である場合を除く。) 2,524,000円<br>イ 第2号等変更の場合<br>125,000円<br>ウ 第3号変更の場合<br>2,000円 |
| 変更に係る床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの   | 225,000円と次に掲げる額を合算した額<br>ア 第1号変更の場合(  |

|                     |  |   |
|---------------------|--|---|
|                     | (1戸建ての住宅を除く。)  | 長期使用構造等確認計画である場合を除く。) 3,121,000円<br>イ 第2号等変更の場合 157,000円<br>ウ 第3号変更の場合 2,000円                                 |
| 住宅を増築し、又は改築しようとする場合 | 変更に係る床面積の合計が100平方メートル以内のもの   | 11,000円と次に掲げる額を合算した額<br>ア 第1号変更の場合(長期使用構造等確認計画である場合を除く。) 56,000円<br>イ 第2号等変更の場合 9,000円<br>ウ 第3号変更の場合 2,000円   |
|                     | 変更に係る床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの                                     | 14,000円と次に掲げる額を合算した額<br>ア 第1号変更の場合(長期使用構造等確認計画である場合を除く。) 76,000円<br>イ 第2号等変更の場合 11,000円<br>ウ 第3号変更の場合 2,000円  |
|                     | 変更に係る床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの                                     | 21,000円と次に掲げる額を合算した額<br>ア 第1号変更の場合(長期使用構造等確認計画である場合を除く。) 136,000円<br>イ 第2号等変更の場合 16,000円<br>ウ 第3号変更の場合 2,000円 |
|                     | 変更に係る床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの                                   | 35,000円と次に掲げる額を合算した額<br>ア 第1号変更の場合(長期使用構造等確認計画である場合を除く。) 213,000円<br>イ 第2号等変更の場合 24,000円<br>ウ 第3号変更の場合 2,000円 |
|                     | 変更に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅の場合には、1,000平方メートルを超えるもの) | 50,000円と次に掲げる額を合算した額<br>ア 第1号変更の場合(長期使用構造等確認計画である場合を除く。) 435,000円<br>イ 第2号等変更の場合 47,000円<br>ウ 第3号変更の場合 2,000円 |
|                     | 変更に係る床面積の  | 92,000円と次に掲げる   |

|  |  |  |   |   |
|--|--|--|---|---|
|  |  |  | 合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅を除く。)            | 額を合算した額<br>ア 第1号変更の場合(長期使用構造等確認計画である場合を除く。) 793,000円<br>イ 第2号等変更の場合 63,000円<br>ウ 第3号変更の場合 2,000円                  |
|  |  |  | 変更に係る床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅を除く。)  | 157,000円と次に掲げる額を合算した額<br>ア 第1号変更の場合(長期使用構造等確認計画である場合を除く。) 1,390,000円<br>イ 第2号等変更の場合 78,000円<br>ウ 第3号変更の場合 2,000円  |
|  |  |  | 変更に係る床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅を除く。) | 257,000円と次に掲げる額を合算した額<br>ア 第1号変更の場合(長期使用構造等確認計画である場合を除く。) 2,604,000円<br>イ 第2号等変更の場合 141,000円<br>ウ 第3号変更の場合 2,000円 |
|  |  |  | 変更に係る床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅を除く。) | 316,000円と次に掲げる額を合算した額<br>ア 第1号変更の場合(長期使用構造等確認計画である場合を除く。) 3,783,000円<br>イ 第2号等変更の場合 188,000円<br>ウ 第3号変更の場合 2,000円 |
|  |  |  | 変更に係る床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの(1戸建ての住宅を除く。)               | 336,000円と次に掲げる額を合算した額<br>ア 第1号変更の場合(長期使用構造等確認計画である場合を除く。) 4,679,000円<br>イ 第2号等変更の場合 235,000円<br>ウ 第3号変更の場合 2,000円 |

別表第2の48の項中「第5条第1項から第3項まで」を「第5条第1項から第5項まで」に改め、「(共同住宅等の場合にあつては、アに掲げる額とイに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た額とを合算した額)」を削り、同表の49の項中「第9条第1項」の次に「又は第3項」を加え、同表備考中第5項を削

り、第6項を第5項とし、第7項から第12項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）附則第2条第2項に規定する長期優良住宅建築等計画に関する長期優良住宅建築等計画の変更（譲受人を決定した場合における変更を含む。）の認定の申請に係る手数料については、改正後の生駒市手数料条例別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。